

かほく都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

高松都市計画区域及び七塚宇ノ気都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を、かほく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とし、次のように変更する。

本方針は、かほく都市計画区域における、おおむね20年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
かほく都市計画区域	かほく市	行政区域の一部	3,476ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

かほく都市計画区域は、金沢都市圏に隣接するとともに、能登地域への玄関口に位置し、砂丘や丘陵地に囲まれたまちである。次の都市づくりの基本方向に基づき、「豊かな人・自然・文化が織りなす、“活力・魅力・やすらぎ”のあふれるまち」づくりを進める。

① 健やかに、安心して暮らせる、協働によるまちづくり

子どもから高齢者までが健康で、快適に暮らせるバリアフリーのまちづくり、地震等災害に強いまちづくり、環境への負荷の低減と低炭素社会の実現にも寄与するまちづくりを、計画段階からの住民参加を求めながら、行政と住民が協働して推進する。

② 豊かな地域資源を活かした個性と魅力あるまちづくり

豊かな自然・歴史・文化等の地域資源を保全、活用しながら、農商工それぞれの活発な産業活動が可能な、魅力あるまちづくりを推進する。

③ 連携と交流による一体的なまちづくり

恵まれた立地条件を活かし、金沢市などの周辺市町との広域的な連携・交流を推進するとともに、無秩序な都市の拡大を抑制し、コンパクトな市街地の形成を目指し、一体感のあるまちづくりを推進する。

(2) 地域毎の市街地像

JR七尾線宇野気駅から市役所本庁舎、七塚庁舎、高松駅から高松庁舎及び県立看護大学を核とした都市拠点を中心としたコンパクトな市街地の形成を図るとともに、都市拠点と羽咋・能登方面、金沢・津幡方面及び金沢・加賀方面を連携する都市連携軸と位置付け、広域連携によるまちづくりを推進する。

本区域におけるおおむね20年後の地域毎の市街地像は、次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

a 商業・業務ゾーン

宇野気駅、高松駅前等の中心商店街は、「まちの顔」として地域社会のにぎわいの創出の重要な機能を有しており、魅力ある商業空間とする。

また、内日角の大規模商業地区を広域商業ゾーン、国道159号、主要地方道七塚宇ノ気線（(都)白尾内日角線）等沿線を沿道サービス型の利便性の高い商業ゾーンとして位置づける。

なお、河北縦断道路沿線は、周辺の居住環境や自然環境等に配慮しつつ、沿道サービス施設の立地誘導を図り、魅力ある沿道空間とする。

市役所本庁舎、七塚庁舎等の周辺には、業務施設の集積を図る。

b 居住ゾーン

南部では宇ノ気川以西一帯、北部では国道159号以西一帯及びJR高松駅周辺の既成市街地は、主要地方道高松津幡線、(都)大崎横山線及び一般県道高松内灘線を主要生活軸として、良好な環境を有する居住ゾーンとする。住宅、商店、繊維工場等が混在している地区については、今後は生活道路の整備による居住環境の改善等により、地域特性を活かした職住共存のまちづくりを進める。

また、県立看護大学周辺や南部の大崎地区等においては、新たに住宅地として整備を図る。

さらに、密集市街地等においては、狭あい道路の解消、通り抜け道路の確保、オープンスペースの確保、緑化の推進など居住環境の改善により、防災機能の向上を推進する。

c 工業ゾーン

石川県鋳鍛工業団地、横山工業団地、高松工業団地及び高松南部工業団地は、交通便利性を活かし、また、周辺環境との調和を図るため緑化等に配慮した工業地とする。

また、必要に応じて、繊維産業などの既存工業施設の移転受け皿や新たな工業施設の立地用地として、既成市街地の縁辺部や既存工業団地周辺を中心として、公害の防止など周辺の環境に配慮しつつ、工業地の拡大を図る。

② 農業ゾーン

河北瀧干拓地や区域内の田園地域、砂丘地に広がる優良農地は貴重な農地として保全を図る。

河北縦断道路以東の集落地では、無秩序な開発を抑制し、生活環境の保全を図る。

③ 自然保全ゾーン

海岸沿いの砂丘地や区域東部の丘陵地については、区域の貴重な自然が残る自然保全ゾーンとして位置付け、自然環境の保全に努めるとともに、レクリエーション空間としての活用を図る。

河川水域は潤いの空間として保全する。また、管理については、地域住民の自然保全意識の高揚を図るため官民一体となって行う。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本区域は、これまで計画的な住宅団地整備により、無秩序な開発を抑制してきた。

将来的に人口の増加はほとんど見込まれないが、地域地区を適切に指定し、宅地開発を誘導するため、無秩序な開発が進展する可能性は低い。

3) 主要な都市計画の決定等の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定等の方針

本都市計画区域では、現在、用途地域は指定していないが、今後以下の配置方針に基づき、用途地域等の地域地区を指定し、良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

既存の宇野気駅、高松駅前等の中心商店街、内日角の大規模商業地区は中心的な商業機能を集積する地域とし、国道159号、主要地方道七塚宇ノ気線((都)白尾内日角線)等は沿線サービス施設の立地誘導地域とする。

市役所本庁舎、七塚庁舎等の周辺には、業務施設などが立地する地域とする。

なお、河北縦断道路沿線は、周辺の住環境や自然環境等に配慮しながら、沿道サービス施設の立地を認める地域とする。

(工業地)

石川県鑄鍛工業団地は、操業環境の維持、向上を図り、横山工業団地及び高松工業団地は、河北縦断道路等による良好な広域アクセス性と、緑豊かな環境を提供する工業地として一体的に整備し、高松南部工業団地は、インターチェンジも近接している立地条件を活かし、それぞれ、特徴のある工業地として企業の立地を誘導する。

(住宅地)

住宅地は、南部では宇ノ気川以西に、北部では河北縦断道路以西に配置し、良好な環境を有する居住環境の形成を図る。

高松地区、木津地区、遠塚地区、浜北地区、外日角地区、白尾地区など旧宿場町や伝統的な漁村の形態を残す地域では、地域の生業(なりわい)や伝統的なまちなみを継承し、職住が共存できる魅力、活気のある市街地形成を図る。

② 土地利用の方針

ア) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域は、古くから繊維産業を中心とした家内工業が行われており、職住一体となった土地利用が図られてきていることから、地域の活力維持と居住環境の保全に留意して複合的な土地利用を図るため、特別用途地区の指定を検討する。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地においては、地区計画などの導入により、良好な景観や居住環境の形成を図る。

密集住宅市街地では、建築更新の誘導などによる建物の耐震化や不燃化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

公共の公園や緑地に加え、民有地の緑化や住民主体の景観形成、まちなみづくり

の普及・啓発を図り、良好なまちなみを形成する。

これにより、伝統的な漁村、宿場町の面影を残す旧能登街道沿いの町家など、歴史や文化を感じさせる資源の保全と活用を図るとともに、これらと調和した風情のあるまちなみを創出する。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

集落地を囲む農地・丘陵地は、背後の樹林地等と一体となって本区域の農村景観を形成しているため、都市的土地利用の進展を抑制するとともに、農村景観の維持・保全を図る。

また、農用区域においては、無秩序な開発を防止し、優良農地としての保全を図る。

オ) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

東部丘陵地では、急傾斜地や崩壊危険区域に指定されている地域の安全性を確認し、市街化の抑制を図る。

また、河川からの溢水、内水湛水、がけ崩れその他の災害の危険性が高い地域においては、市街化を抑制するとともに、流域の保水・貯水機能を確保する。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸砂丘や東部の丘陵地の樹林については、重要な自然資源として今後も保全を図る。

キ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域を指定する予定の既成市街地及び新たに住宅地として整備を図る県立看護大学周辺や南部の大崎地区等においては、地区計画の導入を図るなど計画的な土地利用を進める。

また、用途地域を指定しない区域においては、集落地、田園地域など各地域の特徴を考慮し、特定用途制限地域の指定や地区計画の導入により建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定等の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

能登有料道路、国道 159 号、河北縦断道路などの広域幹線道路の整備により、広域間、都市内の連携・交流を強化し、体系的な道路ネットワークの向上を図る。

さらに、公共交通体系として、JR 七尾線高松駅、横山駅、宇野気駅をその中心とし、福祉巡回バスの導入や公共交通機関同士の連携強化を進め、高齢者や障害者など誰もが地域活動に参画できる、より充実したネットワークの構築を図る。

なお、道路の整備にあたっては、自動車交通騒音への対策など、周辺環境への

配慮を行う。

b 主要な施設の配置方針

(道路)

本区域の主要幹線道路として、本市の南北方向に走る能登有料道路、国道 159 号（(都) 七尾金沢線、(都) 内日角木津線、(都) 津幡宇ノ気線）、河北縦断道路（主要地方道高松津幡線）を広域間の連携・交流を強化する道路として位置づける。能登有料道路については、県立看護大インターチェンジをフル化するとともに、無料化に伴うアクセス向上のため（仮）松浜インターチェンジの整備について検討する。

幹線道路として、能登有料道路の各インターチェンジと河北縦断道路を結ぶ（都）高松インター通り線、（都）横山松浜線（東西幹線道路）などを東西方向に配置し、主要幹線道路への連絡路とするほか、都市内の連携・交流を強化する路線として位置づける。

なお、県立看護大インターチェンジへのアクセス道路となる（都）看護大通り線については、広域交通アクセスの向上と地域の活性化の観点から河北縦断道路までの延伸を検討する。

そのほか、都市内を走る主要地方道高松津幡線、（都）内日角横山線、（都）宇野気ふれあい通り線（一般県道宇ノ気停車場線）など主要な道路は、主要幹線道路や幹線道路を有機的に連絡するほか、市民の日常生活にも密着した道路である。

これら主要幹線、幹線等が市全体でラダー状道路網を構築し、広域的な連携・交流を全市的に促す。

なお、長期にわたって未整備となっている路線については、その実現性、必要性等について検討を行い、適宜見直しを行う。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
3・3・1	内日角木津線 (国道 159 号)	一部
3・4・4	内日角横山線	一部
3・4・9	高松インター通り線 (一般県道高松内灘線)	全部
3・5・1	宇野気ふれあい通り線 (一般県道宇ノ気停車場線)	全部
3・6・1	横山松浜線 (東西幹線道路)	一部

②下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

未整備区域の下水道整備を進めるとともに、地球温暖化防止対策等の地域・地球環境にやさしい下水道システムの導入を促進する。また、浸水対策として雨水排除施設や雨水貯留浸透施設の整備など、都市の治水機能の向上を図るとともに、地震等災害に強い下水道システムを構築する。

(河川)

宇ノ気川、大海川等の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備は、おおむね 10 年後において進捗率 100% を目標として整備を図る。

b 主要な施設の配置方針

(下水道)

市街地部を中心に公共下水道を配置し、現在整備を進めている北部処理区(376ha)、南部処理区(1,095ha)の整備の促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

本区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備(着手を含む)することを予定する主要な施設は次の通りである。

種 別	名 称
下水道	北部処理区(単独公共下水道) 南部処理区(単独公共下水道)

③その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

石川北部RDFセンターの活用により、一般廃棄物全般の適正処理を進める。

(その他の都市施設)

供給、医療、教育等の都市施設については、必要に応じて都市計画に定め、周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定等の方針

国道 159 号沿道や JR 七尾線の駅周辺のまとまった未利用地においては、都市基盤の効率的整備や商業地活性化を図るとともに、新たな住宅地を形成する場合は、地区

計画、土地区画整理事業等により計画的な市街地形成を努める。

また、既存住宅地内の一団の空閑地等において計画的な宅地開発の促進を図り、スプロール化を防止する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定等の方針

a 基本方針

ア) 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

県土の海岸景観として位置づけられている海岸部の砂丘や市街地東部の斜面樹林地については、貴重な自然資源として保全活用を図る。

また、公園については、地域における憩いの場として、また、レクリエーションの場、及び防災避難地としての機能を考慮し、体系的に整備を促進する。

イ) 緑地の確保目標水準

(緑地の確保目標水準)

	緑地の確保目標量 (平成27年)	都市計画区域 に対する割合
緑地の確保目標水準	1,625ha	約47%

(都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標値)

年次	平成17年	平成27年
都市計画区域人口 一人当りの目標水準	29 m ² /人	31 m ² /人

(「高松町緑の基本計画」、「七塚町緑の基本計画」、「宇ノ気町緑の基本計画」より)

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全システムの配置方針

海岸線の保安林やハマナスをはじめとする海浜植物を保全するとともに、身近な生物の生息空間である丘陵地、大海川、宇ノ気川等の河川敷及び良好な田園環境を構成する集落内の寺社境内林や一団の農地、里山等も貴重な緑として保全を図る。

また、これら砂丘地、河川、丘陵地や田園環境により市内の緑のネットワーク化を図る。

イ) レクリエーションシステムの配置方針

自然と文化のふれあうレクリエーションの場として、海岸沿いの緑や、河川、丘陵地等の整備充実を図る。

また、高松運動公園、七塚中央公園及びうのけ総合公園の整備拡充を図るとともに、街区公園等の適正配置に努め、これらの公園のネットワーク化を図る。

ウ) 防災システムの配置方針

公共施設が集積する地区及び住宅密集地区等において、一次避難場所としての都

市公園等の整備・充実を図る。また、主要な避難路において、沿道の緑化等を推進する。

また、地すべり、崩壊等の危険性の大きい地域については、防災に資する緑地として、丘陵地や山間地の森林を位置づけ保全を図る。

さらに、防風・飛砂防備林としての保安林の保全や適正な管理を図る。

エ) 景観構成システムの配置方針

砂丘、豊かな緑が残る丘陵地との自然景観を守るとともに、市街地部においては、地区計画など各種事業制度の導入を図りながら周囲の環境との調和や緑化にも配慮した魅力ある市街地景観づくりを推進する。

景観法に基づく石川県景観計画において景観形成重要地域に指定されている能登有料道路沿線においては、良好な沿道景観の保全に努める。

宿場町として発展し、旧能登街道の面影を残す高松地区、漁村集落として栄え、黒瓦の家並みが残されている木津地区など伝統的な景観を形成している地区については、歴史的資源としてふさわしい景観整備を図る。また、七塚八景等の個性豊かな景観形成を図る。

㉟ 実現のための具体の都市計画制度の方針

公園緑地等の配置方針

公園緑地等の種別		配置方針
住区基幹 公園	街区公園	街区や近隣、徒歩圏内に居住する人が容易に利用することができるように配置する。
	近隣公園	
	地区公園	
都市基幹 公園	運動公園	高松運動公園やうのけ総合公園等の広域的なレクリエーション拠点について、利用者が容易に利用できるよう配置する。
	総合公園	
その他の 公園緑地等	その他の公園	自然的、歴史的特性を考慮し、河川緑地、緑道等を配置する。
	緑地等	
	公共施設緑地等	